# コロナ禍前後における日本語教育機関の留学生受入れ状況と今後の見通し

（一財）日本語教育振興協会
専務理事　高山　泰

# １　新型コロナウイルス感染症の発生と感染防止のための厳格な入国規制の実施と緩和

- １（1）　新型コロナウイルス感染症の発生
- ・　2019年（令和元年）12月 中国武漢市で原因不明の肺炎発生
- が報告される。
- ・　2020年（令和2年）1月20日 現在中国武漢市で198例の新型
- コロナウイルス関連肺炎が報告
- ・　同年1月14日神奈川県で国内で最初の肺炎事例が確認

- １ （2） 新型コロナウイルス感染防止のため入国規制の実施
- 2020年（令和2年）2月１日から当分の間、上陸申請前14日以内に特定の国・地域に滞在歴のある外国人について、閣議了解を踏まえ、入管法第5条第1項第14号に該当するとして上陸を拒否することとした。
- 当初は中国の特定地域（武漢市）を対象としていたが、順次拡大し、アジア諸国からヨーロッパ、アフリカ、アメリカ諸国へ広がった。
- ※入管法 （上陸の許否）第5条次の各号のいずれかに該当する外国人は本邦に上陸することができ
- ない。
- 14 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益または公安を害する
- 行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 査証の発給についても当分の間停止措置が執られた。

- 1(3)　コロナ禍による留学生の入国・在留への影響
- 　○　新型コロナウイルス感染防止のための入国規制は留学生の入国者数及び在留者数を減少させた。

| | | |
|---|---|---|
| 「留学」の新規入国者数 | 2019年(令和元年) | 121，637人 |
| | 2020年(令和2年) | 49，748人(前年比59．1%減) |
| | 2021年(令和3年) | 11，651人(前年比76．6%減) |
| 「留学」の在留外国人数 | 2019年(令和元年) | 345，791人 |
| | 2020年(令和2年) | 280，901人(前年比18．8%減) |
| | 2021年(令和3年) | 207，830人(前年比26．0%減) |
| 日本語教育機関在籍者数 | 2019年(令和元年) | 83，811人 |
| | 2020年(令和2年) | 60，814人(前年比27．4%減) |
| | 2021年(令和3年) | 40，567人(前年比33．3%減)　JASSO統計 |

- 1（4）　入国規制の緩和と留学生入国者数の回復
- 　厳格な入国規制の実施に対して、日本語教育機関の団体では政府・与党に規制の緩和を要望する活動を行った。
- 　そして、2022年（令和4年）3月から留学や技能実習などの在留資格について規制の緩和が行われた。
- 　2022年（令和4年）1月から12月　留学の新規入国者数　167，140人
- 　この数字は、コロナ禍以前を含め最高の数字となった。
- 　その後10月から短期滞在（観光）についても規制が解除され、ほぼ正常化が実現した。

# ２　最近における日本語教育機関の留学生受入れ等

- ２(1)　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた留学生に対する措置の終了
- ・ 帰国困難を理由とする「留学」の在留期間更新許可申請は、令和4年8月1日以降の更新は認められない。
- ・ 入国時期が遅れたことにより十分な学習期間が確保できなかった者について、令和4年4月期生までの者は、当初の課程終期から最長1年に限り更新が許可
- ・ 就職活動継続中の者で、令和5年4月1日以降も就職活動を行う者は、教育機関卒業後1年を超える場合は原則として更新が不可。
- ・ 在留資格認定証明書の有効期間は、2022年（令和4年）8月1日以降は「3か月間」とされる。

- 2(2)　日本語教育機関における留学生受入れの傾向
- （日本語教育振興協会の会員校のデータ）
- ・国籍別の在留資格認定証明書交付申請数は、令和4年において
- 中国、ネパール、ベトナムの順で、ネパールの申請増加が目立つ。
- ・交付率は、ネパールなどの東南アジア、西南アジア諸国で低い。
- ・地方入管局別では、ネパールなどの一部の国籍について交付率
- の差が生じている。
- ・中国は申請数、交付数ともに最も多い。

- 2(3)　コロナ禍での日本語教育機関からの進学者など
- 
- ・　令和2年度について日本語教育機関からの進学者の進学先は、
- 専門学校が60．8％
- 大学が　　24．3％
- 大学院が　12．1％
- となっており、コロナ禍での特徴などは特に見えない。
- ・　国籍別での進学率は、ネパール、スリランカ、ミャンマーなどが高い
- 数字となっている。
- 

(日振協実態調査による)

- ２(４)　日本語教育機関の最近の告示数

- ・ 令和5年2月15日の告示第34号　新規告示校　18校
- 告示削除校　6校
- 現在数　833校
- ・ 令和4年8月12日の告示第153号　新規告示校　11校
- 告示削除校　5校
- 告示数　825校
- ・令和3年末の告示校は818校、増加数は少ない。

# ３　日本語教育機関における今後の留学生受入れの見通し

- ３(１)　制度改正の影響
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育
- 機関の認定等に関する法律案（仮称）」が今通常国会に上程予定
- ・日本語教育機関の認定制度の創設
- 認定の効果　文科省で認定された日本語教育機関を多言語でインターネット
- 利用等により公表する。⇒　外国で留学先を探している者へ情報
- ・認定日本語教育機関の教員の資格の創設
- 創設の効果　教員の地位の向上、待遇の改善

- 3(2)　審査の方向性(厳格化？)による影響
- ・在籍管理優良校の取扱い試行が始まる。
- ○　在籍管理優良校とは　問題在籍者が3年連続でいないこと
- 適正校として3年以上
- ※　問題在籍者―　不法残留者、期間更新申請不許可となった者、資格外活動許可
- の取消しとなった者、在留資格取消し者など
- ・資格外活動違反者(時間超過)に関する政府各省の情報共有進展
- ・入国管理庁による日本語教育機関への立入調査の増加
- ・新たな留学生受入れ計画の有無
-

- 3(3)　日本語教育機関の受入れ態勢とその他の要因
- ・ コロナの後遺症として教員不足があるが早期に対応できるか。
- ・ 円安傾向が続くが日本に対する評価の低下？
- ・ 在留資格認定証明書交付申請の手続きや添付書類の準備など
- はどうか。
- ・ 在籍管理は十分に対応可能か。
- ・ 新たな感染症への最低限の備えも必要ではないか。